

大和市告示第162号

大和市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成28年8月15日

大和市長 大 木 哲

大和市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するために実施する大和市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金 この要綱に基づき、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として本市が支給する給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記に掲げる者をいう。

(低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給)

第3条 本市は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の額は、支給対象者1人につき30,000円とする。

(申請期間)

第5条 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金に係る本市の申請期間は、平成28年8月16日から同年12月28日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、申請の期限を平成29年2月28日とする。

(申請、支給の方式等)

第6条 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和市臨時福祉給付金及び大和市障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者

等支援臨時福祉給付金申請書又は施設入所等児童等用臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書（請求書）（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び本市による支給は、原則として次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 振込方式 申請者が申請書を郵送し、又は持参して本市の窓口に出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口等現金受領方式 申請者が申請書を郵送し、又は持参して本市の窓口に出し、市長が当該窓口で現金を交付すること等により支給する方式

3 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該申請者の本人確認を行うことができる。

（代理による申請）

第7条 申請者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

(1) 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）において、申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人並びに同法に基づき代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者であつて、市長が特に認めるもの

2 代理人が低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第3条に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（支給の決定）

第8条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を確認した上、支給の可否を決定し、当該支給対象者に対し低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定した場合において、第6条第2項第1号に規定する方式により支給するときは、申請者に対して大和市臨時福祉給付金等支給決定通知書兼支給済通知書により、同項第2号に規定する方式により支給するときは、大和市臨時福祉給付金等支給決定通知書兼現金支払通知書により通知し、不支給を決定した場合は、申請者に対して大和市臨時福祉給付金等不支給決定通知書により通知するものとする。

3 別記第1項第4号に規定する児童等については、当該者分の低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金につき、当該児童等の保護者から代理申請があったときは、不支給決定をするものとする。ただし、市長が当該児童等の入所等の事実を把握した場合に、当該児童等に係る低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の代理申請について、支給の決定が既に行われているときは、この限りでない。

4 別記第1項第5号に規定する者が同号に規定する申出を行った場合は、当該者分の低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金につき、基準日の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があったときは、不支給決定をするものとする。ただし、当該申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に到達した場合に、当該低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の代理申請について、支給の決定が既に行われているときは、この限りでない。

5 別記第8項各号に規定する者について、当該者分の低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金につき同項各号に規定する当該者の養護者から代理申請があった場合は、不支給決定をするものとする。ただし、市長が当該者の入所等の事実を把握した場合に、当該者に係る低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の代理申請について、支給の決定が既に行われているときは、この限りでない。

（低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給等に関する周知等）

第9条 市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、支給申請の方法、支給申請受付開始日その他の事業の概要について、広報その他の方法により市民へ周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長は、支給対象者が第5条の申請期間に第6条の規定による申請をしなかった場合は、支給対象者が低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにも

かかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給を受けた者があるときは、当該者に対し大和市臨時福祉給付金等支給決定取消通知書兼返還通知書により通知し、既に支給した低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第 13 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市臨時福祉給付金及び大和市障害・遺族基礎年金受給者 向け年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書	第 6 条
第 2 号様式	施設入所等児童等用臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金 受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書（請求書）	第 6 条
第 3 号様式	大和市臨時福祉給付金等支給決定通知書兼支給済通知書	第 8 条
第 4 号様式	大和市臨時福祉給付金等支給決定通知書兼現金支払通知書	第 8 条
第 5 号様式	大和市臨時福祉給付金等不支給決定通知書	第 8 条
第 6 号様式	大和市臨時福祉給付金等支給決定取消通知書兼返還通知書	第 11 条

別記（第2条、第8条関係）

- 1 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金は、第1号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第6号に掲げる要件に該当する者（他の市町村において低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金が支給される者を除く。）のうち、次項に規定するいずれかの年金について平成28年4月分の受給がある者（同年5月分の受給のない者を除く。）又は同年5月分の受給がある者に支給する。

(1) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。第3号において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。第3号において同じ。）を市長に行ったものであって、転入をした年月日（住基法第22条第1項第3号に掲げる転入をした年月日をいう。第3号において同じ。）が基準日の翌日以降である転入届（同項の規定による届出をいう。第3号において同じ。）をいずれかの市町村長に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

(3) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村長に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以降である転入届を本市へ行ったものを除く。）

(4) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が本市に所在しているもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同

じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、同法に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通う者及び2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設へ入所し、指定発達支援医療機関へ入院し、又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院をしている者に限る。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

エ 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

オ 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

カ 児童福祉法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (5) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であつて、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしているもののうち、その旨の申出を本市に行ったもの

ア 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１０条の規定による保護命令が出されていること。

ウ 売春防止法第３４条に規定する婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日の翌日以降に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年自治振第１５０号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

- (6) 平成２８年度分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条（同法第７３６条第３項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は本市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

2 前項の年金は、次に掲げるものとする。

(1) 国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金

(2) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号。以下「６０年改正法」という。）附則第３２条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法に基づく

障害年金、60年改正法附則第78条の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法に基づく障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）及び60年改正法附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧船員保険法に基づく障害年金（職務上の事由によるものについては障害等級が1級から5級までの年金、職務外の事由によるものについては障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

(3) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

(4) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた障害年金及び船員障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

3 第1項の規定にかかわらず、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給した者には、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を支給しない。

4 第1項の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を支給しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、基準日に保護が停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）

(3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

(4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

5 第1項の規定にかかわらず、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を支給しない。

6 基準日において第1項第4号アから同号カまでのいずれかに該当する児童等については、同項第6号の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、同項第4号ウ、同号エ又は同号カに該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなし、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

7 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、第1項第5号アの要件を満たし、かつ、同号イから同号エまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たものについては、同項第6号の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等に該当しないものとみなす。ただし、配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合は、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行い、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合は、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

8 基準日において、次の各号のいずれかに該当する者は、第1項第6号の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等に該当しないものとみなす。

(1) 障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 基準日において65歳以上の者のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第2項に規定する養護者をいう。）

から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者
(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)